

ぼんじっててい 凡事徹底

しもつけ風土記の丘資料館の四〜六月期は、「天平の花まつり」の来訪者のほか、毎年五〇〇〇人ほどの児童が県内各地から見学に訪れてくれます。六年生になると社会科で「日本の歩み」として歴史の勉強を始めます。

資料館に来てくれるこの時期は、古墳時代から奈良時代にかけての歴史について学んでいる頃で、資料館周辺に保存・整備されている実物の古墳や国分寺跡などの史跡に触れ、栃木県にもこんなにすごい歴史があることを理解し体験してもらっています。

今年度から市の施設として再出発したことを機に、解説のため改めて六年生の教科書に目を通したところ、「十七条憲法」に目が留まりました。読者の皆さんも「第一条の和を以て貴しとせよ、第二条の篤く三宝（仏・法・僧）を敬え」はご存じのことと思います。約三〇年ぶりに全文を読み直したところ、いかにも律令国家としての規範を構築していく飛鳥時代の役人に向けた規律であったことを強く感じました。ここではそのうちのいくつかをご紹介します。

第四条「官僚・官吏は庶民の模範となるように日頃より礼の精神を持ちなさい。」

第五条「官僚・官吏は饗応や賄賂などに惑わされることなく訴訟などを厳正に審査しなさい。」

第六条「悪を懲らしめて善を勧めるのは古くから良いことである。」

第七条「人には各々の任務がある。それにあたっては職務を忠実に履行し、権限を乱用してはならない。」

第八条「官吏たちは早くから出仕し、夕方遅くしてから退出しなさい。公務は重要なことで、一日かけても全て終わらせることは難しい。遅く出勤したのでは緊急の際間に合わず、早く退出したのでは仕事を残してしまう。」

十三条「様々な官職に任じられた官吏は前任者と同じように職掌を熟知しなさい。以前のことは知らないなどといって、公務を停滞させてはいけません。」

十四条「官吏は同僚や周囲の人に対して嫉妬してはいけません。」

十五条「私心を捨てて公務に向かうのは官吏のとるべき道である。私心があると恨みや不和が起り、一条に示したように（和）を以て協調することもできない。」

十七条「ものごとを一人で判断してはいけません。必ず皆で論議して判断しなさい。特に重大なことは皆で検討す

れば、理にかなった結論が得られるはずである。」

以上のように、官僚・官吏に向けた内容が中心ですが、言葉置き換えると現代のビジネス書や新社会人の研修資料にあるような内容と変わりがなく、千四百年経っても当たり前前のことは変わらないようです。

下野市では、下野市民総ぐるみで未来を拓く子どもたちの健全な成長を図っていく運動「ファミリエ下野市民運動」のスローガンとして「当たり前前のことを当たり前前にやろう!!」を提唱しています。

下野市教育委員会 生涯学習文化課

